

小・中学生へ配布
ぜひご利用を

鉄道・バス・タクシーの利用券を配布

燃料費の負担軽減と公共交通機関の利用促進を目的に、公共交通運賃の一部を割引する公共交通利用券を配布します。

▼対象者と配布方法

①市内の小・中学校に通う児童・生徒…11月下旬以降、通学している学校から配布します。

②市内在住で市外の小・中学校に通う児童・生徒…申し込み方法などをご案内しますので、お問い合わせください。

▼配布内容 ① 100円割引券10枚×2セット（弘南鉄道用と弘南バス用の各1セット）、② 500円割引券2枚（タクシー用）の合計3,000円分

※①…乗合タクシー（相馬、石川、堀越、鳥井野、

小友、笹館、福村新里、三ツ森、船沢の各地区線）も利用可。

※②…利用可能タクシーは、北星交通、三ツ矢交通、弘前駅前タクシー、グリーン交通、さくら交通、中央タクシー、前田タクシーです。

▼有効期間 令和6年3月31日（日）

▼利用方法 運賃等の支払い時に利用

※利用券が運賃に満たない場合、差額分を支払ってください／運賃が利用券の金額に満たない場合、差額のおつりは出ません／公共交通機関により、利用方法が異なる場合があります。

■問い合わせ先 地域交通課（市役所3階、☎35-1124）



資格取得を目指す
人も対象です

医療・福祉職子育て世帯移住支援金

医療・福祉職の資格を持ち県内医療機関で働く人や、その資格取得のために就学する人がいる子育て世帯の移住に対して、支援金を交付します。

▼対象者 次のA・Bのいずれかに該当し、必須要件①～④をすべて満たす人

A. 就業に関する要件（次のア～ウ）のすべてに該当すること。

ア. 医療・福祉職の資格を持っていること。

イ. 県内の医療機関または福祉施設等で、医療・福祉職として働き、その勤務地が県内に所在すること。

ウ. ハローワーク等で紹介する求人に対し、応募したこと。



B. 就学に関する要件（次のア～エ）のすべてに該当すること。

ア. 医療・福祉職の資格を持っていないこと。

※すでに資格を取得している人が、さらに追加で資格を取得する場合は交付対象となります。

イ. 医療・福祉職への就業に必要な資格を取得するために、支援金の対象となる県内の養成機関（通信制を除く）に就学すること。

ウ. 支援金の対象となる県内の養成機関の卒業および資格取得後、県内の医療機関または福祉施設等において、3年以上医療・福祉職に勤務する意

思があること。

エ. 申請時、支援金の対象となる養成機関（看護専門学校など）に在籍していること。

～必須要件～

①令和5年度弘前市東京圏UJ I ターン就職等支援金の支給要件に該当しないこと（ひとり親世帯は当該支援金の交付決定を受けている場合でも加算分を交付）。

②移住する直前の10年間のうち通算5年以上県外に在住し、かつ、移住する直前に連続して1年以上県外へ在住していたこと。

③令和5年4月1日以降に市内に移住し、申請日から5年以上継続して居住する意思があること。

④18歳未満の人を養育しており、移住前および申請日において、その人と同一世帯であること。

▼交付金額 1世帯あたり100万円

※養育する18歳未満の世帯員1人につき100万円、ひとり親世帯の場合はさらに100万円の加算があります。

▼申請期限 12月28日（木）

そのほかの要件や申請方法など、詳細は市ホームページで確認を。

■問い合わせ・申請先 商工労政課（市役所5階、☎35-1135）



認可保育所・認定こども園（保育部分）
令和6年4月の利用申し込みを
受け付け（2月・3月も含む）

認可保育所や認定こども園を利用する場合、市への申し込みが必要です。

※幼稚園や認定こども園の教育利用、企業主導型保育施設などの認可外保育施設は、各施設へ申し込みを。

■問い合わせ先 こども家庭課保育係（☎35-1131）

申し込みの早い遅いは
利用の可否に影響しません

申し込みできる人	就労や病気などにより家庭での保育が困難である保護者
受付窓口	こども家庭課（市役所1階）、岩木総合支所民生課（賀田1丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）
受付期間	窓口…12月1日（金）～28日（木）の平日（午前8時30分～午後5時） ※こども家庭課では、9日（土）・10日（日）も受け付けます。 郵送…12月21日（木・必着）
申し込みの際に必要なもの	①教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書、②保育が必要であることを証明するもの【表1】、③必要に応じて、保育料を決定するための提出書類【表2】、④本人確認ができるもの（運転免許証など）、⑤マイナンバーの番号確認ができるもの（マイナンバーカードなど）
利用調整（選考）	各家庭の諸事情を総合的に勘案した上で審査し、利用の可否を決定します。

詳細は、市ホームページや案内冊子で確認を。なお、市内の施設一覧表や申込書類、案内冊子は、受付窓口・各認可保育所・認定こども園または市ホームページで入手・閲覧できます。

■保育所等の見学について できる限り事前に見学（園から直接説明を受けること）をし、子どもに合った保育所等を選択することをおすすめします。

【表1】 保育が必要であることを証明するもの（次のいずれか）

保育を必要とする理由	提出書類
就労（月48時間以上）	●雇用されている人 ●自営・農業の人（実家手伝い、内職を含む） 就労証明書の原本（市の指定様式を使用） ※育児休業明けの場合は、育児休業期間と復職予定日が記載されていること。
保護者が産前産後の場合	①母子健康手帳の表紙と分娩予定日記載ページのコピー ②誓約書兼求職活動報告書（市の指定様式を使用）
保護者が疾病等により長期療養を要したり、障がいがある場合	疾病 障がい 医師の診断書の原本（市の指定様式を使用／保育が困難であることが記載されているもの） 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛護（療養）手帳などの氏名・等級・交付年月日記載ページのコピー
保護者が病人や障がい者などの看護や介護をしている場合	介護・看護状況申告書（市の指定様式を使用）
災害で罹災（りさい）した自宅等の復旧活動を行う場合	罹災証明書の原本
職業訓練校、大学、専門学校などに通学している場合	①就学（職業訓練）状況証明書（市の指定様式を使用） ②誓約書兼求職活動報告書（市の指定様式を使用）
求職活動を継続的に行っている場合	①誓約書兼求職活動報告書（市の指定様式を使用） ②求職活動を証明するもの（ハローワーク受付票、求人票のコピーなど）

※家族状況に応じ、保護者以外の同居者（祖父母等）についても証明書などを提出していただく場合があります。

【表2】 保育料を決定するための提出書類（一部のみ掲載）

書類の提出が必要な場合	提出書類
児童の就学前の兄弟姉妹が次の施設を利用している ○特別支援学校幼稚園 ○児童心理治療施設 ○児童発達支援または医療型児童発達支援を利用	在園証明書の原本
児童本人または同居者が下記の手帳等の交付を受けている ○身体障害者手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○愛護（療養）手帳 ○特別児童扶養手当証書 ○障害基礎年金証書	手帳等のコピー